

インターネットによる選挙運動について

1 インターネットを使った選挙運動とは

有権者及び候補者・政党等はウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができます。

ただし、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は、候補者・政党等に限って認められており、有権者は禁止されています。

【インターネット選挙運動のできること・できないこと】

	具体例	候補者・政党等	有権者
ウェブサイト等を用いた選挙運動 ※1	・ホームページ、ブログ等 ・SNS（フェイスブック、ツイッター等） ・政策動画のネット配信	○	○
電子メールを用いた選挙運動 ※2	・選挙運動用電子メールの送信 ・選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	×
有料インターネット広告	・選挙運動用の広告 ・挨拶を目的とする広告	×※3	×

※1 発信者（送信者）は、電子メールアドレスやツイッターのユーザー名、返信用フォームのURL等、発信者への連絡先を表示しなければなりません。

※2 発信者（送信者）は、発信者の氏名・名称、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

※3 ただし、政党等に関し、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告が認められています。

2 インターネット選挙運動の禁止行為

下記の具体例は法律により禁止されており、処罰の対象となります。

ア 有権者が電子メールを使って選挙運動をすること

イ 18歳未満が選挙運動を行うこと

ウ HPや電子メール等を印刷して頒布すること

エ 選挙運動期間外に選挙運動を行うこと

オ 候補者に関し虚偽の事項を公開すること

カ 氏名等を偽って通信をすること

キ 悪質な誹謗中傷行為をすること

ク 候補者等のウェブサイトを改ざんすること

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

禁
止
行
為

※ 選挙運動に関する詳しい内容は、[総務省のホームページ](#)をご覧ください。